

共同で事業に取り組む場合の支援措置を知りたい

高度化事業

(高度化資金助成費)

中小企業者が共同で工場団地やショッピングセンターを建設する場合に、県がアドバイスを行いながら、中小企業基盤整備機構と一体となって事業資金の融資を行います。

対象者

- 事業協同組合などを設立して、共同で経営基盤の強化などに取り組む中小企業者
- 地域の中小企業者を支援するために施設整備などを行う第三セクターや商工会等

内容及び活用方法

こんなとき高度化事業をご活用いただけます（参考事例）。

**工場・卸団地や
パティオ商業集積も形成する
～集団化事業～**

- 事業用地の拡張や騒音・公害問題解消のために、集団で移転します。
- 魅力ある商業空間を目指して、店舗を集団化し、パティオを囲んだ商業集積を形成します。

商店街全体を整備する

～集積区域整備事業～

- 商店街全体の集客力や販売力の向上を図るために、同じ区域内で、各店舗の増改築等を行います。

共同工場やショッピングセンターを建設する ～施設集約化事業～

- 採算性、生産力の向上等を図るため、共同工場をつくり事業統合を進めます。
- ショッピングセンターをつくり集客力や販売力の向上を図ります。

共同で利用する 施設をつくる ～共同施設事業～

- 商店街などの集客力を高めるため、アーケードや共同駐車場を設置します。
- 共同物流センターや共同加工場などの施設を整備し、事業の効率化や取引先の拡大を図ります。

共同で新型の設備を導入する

～設備リース事業～

- 最新鋭の設備を導入するため、組合が共同で購入し各組合員にリースします。

第三セクター等が行う 地域振興のための事業

～地域産業創造基盤整備事業～ ～商店街整備等支援事業～

- 第三セクターなどが運営する起業化支援センターや技術開発センターをつくるものです。

※リニューアル事業 過去に高度化資金の貸付を受けた組合等が、施設の老朽化の解消、経営環境の変化への対応のために、施設の新築、増改築など再整備を行う場合にもご活用いただけます。

診断の実施

事業資金の貸付にあたっては、事前に事業計画等について県が専門家を活用して診断・助言を行います。

貸付条件

※詳細については下記までお問い合わせ下さい。

- 貸付対象：土地、建物、構築物、設備（いずれも資産計上されるもの）
- 金利：0.35%（小売商業振興法、中心市街地活性化法等の認定事業などは無利子）
- 貸付割合：原則として80%以内
- 貸付期間：20年以内（うち据置期間3年以内）
- 担保・保証人：知事が適当と認める担保及び連帯保証人を徴求

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課 管理指導係

TEL：092-643-3423 FAX：092-643-3427

最寄りの福岡県中小企業団体中央会（巻末「お問い合わせ先一覧」参照）